

確定申告書等作成コーナー

～消費税等確定申告書作成のための操作の手引き～

(消費税) 確定申告書作成(一般課税)編



この手引きでは、税込経理方式による経理処理をされている方が消費税及び地方消費税の確定申告書（一般課税用）を作成する場合の操作手順を説明します。

※ 画面イメージは、実際のホームページ等の画面と異なる場合があります。

確定申告書作成（一般課税）編

2. 確定申告書作成（一般課税）編	1
2.1 作成開始	2
2.1.1 作成開始	2
2.1.2 作成開始（決算書・収支内訳書データを引き継ぐ場合）	3
2.2 一般課税・簡易課税の条件判定等	6
2.3 特別な売上計上基準	7
2.4 所得区分の選択	8
2.5 所得区分ごとの売上（収入）金額等の入力	9
2.6 売上（収入）金額等の入力	10
2.7 売上に係る対価の返還等の金額の入力	11
2.8 所得区分ごとの決算額等の入力	12
2.8.1 決算額等の入力	13
2.8.1.1 決算額等の入力（1／2）	13
2.8.1.2 決算額等の入力（2／2）	14
2.8.2 決算額等の入力（業務用固定資産等の購入）	15
2.8.2.1 決算額等の入力（業務用固定資産等の購入）	15
2.9 仕入れに係る対価の返還等・貸倒れの金額の入力	17
2.10 控除対象仕入税額の計算方式の確認	18
2.11 所得区分ごとの課税仕入れの内訳金額の入力	19
2.11.1 課税仕入れの内訳	20
2.12 仕入税額控除の控除方式の選択	21
2.13 中間納付税額等の入力	22
2.14 消費税の還付申告に関する明細書の作成（1／4）	23
2.15 消費税の還付申告に関する明細書の作成（2／4）	24
2.16 還付申告に関する明細入力（主な課税資産の譲渡等）	25
2.17 還付申告に関する明細入力（主な輸出取引等の明細）	26
2.18 消費税の還付申告に関する明細書の作成（2／4）	27
2.19 消費税の還付申告に関する明細書の作成（3／4）	28
2.20 還付申告に関する明細入力（主な棚卸資産・原材料等の取得）	29
2.21 還付申告に関する明細入力（主な固定資産等の取得）	30
2.22 消費税の還付申告に関する明細書の作成（4／4）	31
2.23 計算結果の確認	32
2.24 納税地等・還付金口座入力	33
2.25 預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書の作成	35
2.26 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書作成選択	36
2.27 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書の作成	37

2. 確定申告書作成（一般課税）編

税込経理方式による経理処理をされている方が消費税及び地方消費税の確定申告書（一般課税用）を作成される場合の操作手順を説明します。

※ 作成した申告書等を e-Tax で送信する手順については、消費税及び地方消費税の確定申告書作成コーナー操作の手引き「(消費税) e-Tax 編」をご覧ください。

確定申告書作成（一般課税）編

2.1 作成開始

2.1.1 作成開始

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

平成29年分 消費税及び地方消費税の確定申告書作成コーナー

よくある質問 検索 入力例

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

トップ画面 > 作成開始

作成開始

ご利用ガイド

条件によっては、確定申告書作成コーナーをご利用できない場合もありますので、作成前に必ずお読みください。

- [ご利用になれない方](#)
- [作成できる書類](#)
- [入力に必要な書類](#)
- [入力事例\(作成の手順\)](#)
- [データの保存・読み込み](#)
- [所得税の決算額調整](#)
- [決算書等データの引継ぎ](#)

<作成する申告書等の選択へ戻る

消費税等申告書の入力を始める方はこちら

① **作成開始**

平成29年分の消費税及び地方消費税の確定申告書の入力を始めます。

一般課税を選択される方は、平成29年分の決算書等データを利用することで、決算額等を引き継いで、消費税及び地方消費税の確定申告書を作成することができます。

※ 利用方法等については、左記「ご利用ガイド」の「決算書等データの引継ぎ」をご覧ください。

※ 平成29年分のデータ読みを行う方は、[「本年分の保存データの読み込み」](#)ページから行ってください。

[お問い合わせ](#) | [個人情報保護方針](#) | [利用規約](#) | [推奨環境](#)

Copyright(c)2018 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ① 「作成開始」ボタンをクリックすると、「一般課税・簡易課税の条件判定等」画面（P 6 参照）へ進みます。

決算書・収支内訳書作成コーナーで保存した入力データ（拡張子「.data」形式ファイル）をお持ちの方は、次のページへお進みください。

確定申告書作成（一般課税）編

2.1.2 作成開始（決算書・収支内訳書データを引き継ぐ場合）

決算書・収支内訳書作成コーナーで保存した入力データ（拡張子「.data」形式ファイル）を利用して消費税及び地方消費税の確定申告書の作成を開始することにより、決算書・収支内訳書作成コーナーで入力した売上金額等を引き継いで、消費税及び地方消費税の確定申告書（一般課税用）を作成することができます。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

確定申告書等作成コーナー

よくある質問 検索 入力欄

お知らせ お知らせ一覧

▼ ご利用について

- マイナンバーカードを利用してe-Taxをする方は事前にお読みください
- 作成の流れ・入力例
- 電子証明書の登録・再登録のみを行う方

▼ 入力用フォームのダウンロード

- 医療費集計フォーム
- 配当集計フォーム

▼ その他

- お問い合わせ
- リンク

▼ 作成コーナー(トップ画面)

- ご利用案内
- ご利用になれない方
- e-Tax送信体験版

申告書・決算書 収支内訳書等 作成開始 書面提出

途中で保存したデータを読み込んで再開する方 → 作成再開 → 詳しくはこちら

過去の年分のデータを利用して作成する方 → 過去の年分のデータ利用 → 詳しくはこちら

▼ e-Taxにより送信した申告書等を確認される方

- メッセージボックス確認
電子申告の受付結果の確認や送信したデータのダウンロードができます。
- 送信した申告書等の表示
送信した申告データを読み込んで内容を表示します。

▼ 更正の請求書・修正申告書を作成される方

- 更正の請求書・修正申告書作成開始
- 更正の請求書・修正申告書作成再開

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 推奨環境 | 国税庁 | ご意見・ご感想

Copyright (c) 2018 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved

- ① 「作成再開」ボタンをクリックします。

確定申告書作成（一般課税）編

保存データの読込

作成コーナーで保存したデータを読み込みます。

読み込み可能なデータは平成25年分から平成29年分のデータです。

②

保存ファイル名： 参照...

< 戻る

③

保存データ読込

i

操作手順

(1) 「保存ファイル名」右側の「参照」ボタンをクリックし、データを保存した場所を指定の上、「.data」形式のファイルを選択します。

(2) 選択したファイルが「保存ファイル名」欄に表示されたことを確認します。

(3) 「保存データ読込」ボタンをクリックして、データを読み込みます。

※ データを保存した場所がお分かりにならない場合は、[こちら](#)

- ② 「参照」ボタンをクリックし、決算書・収支内訳書作成コーナーで保存した入力データ（拡張子「.data」形式ファイル）を指定します。
- ③ 「保存データ読込」ボタンをクリックします。

税目選択

読み込んだデータは、
平成29年分
決算書・収支内訳書作成コーナーで作成された
国税 太郎様の
データです。

平成29年分の申告書等の作成再開

• 青色申告決算書又は収支内訳書の作成を再開又は内容を確認する場合はこちらをクリックしてください。

青色申告決算書
収支内訳書 作成再開

読み込んだデータの情報を利用して次の申告書等を作成できます。

平成29年分の申告書等の作成開始

• 所得税及び復興特別所得税の確定申告書を作成開始する場合はこちらをクリックしてください。

所得税の確定申告書 作成開始

④

• 消費税及び地方消費税の確定申告書を作成開始する場合はこちらをクリックしてください。

消費税の確定申告書 作成開始

• 贈与税の申告書を作成開始する場合はこちらをクリックしてください。

贈与税の申告書 作成開始

- ④ 作成が可能な税目が表示されますので、「消費税の確定申告書 作成開始」ボタンをクリックします。

確定申告書作成（一般課税）編

決算書・収支内訳書データ引き継ぎ内容の確認

決算書等作成コーナーから引き継いだ情報は次のとおりですので、内容をご確認ください。

1 氏名 国税 太郎

2 申告区分 青色申告

3 引き継ぎ金額等

青色申告決算書(一般用)	
売上(収入)金額 合計	1,234,567円
売上原価 合計	123,456円
経費 合計	12,345円
所得金額	998,766円

※ 次の画面で「簡易課税制度」を選択された場合には、「3 引き継ぎ金額等」はクリアされます。
 なお、減価償却資産の詳細について引き継がれませんので、平成29年に減価償却資産等を
 購入した場合には、次画面以降で必要に応じて入力してください。

⑤
< 戻る
次へ >
⑥

- ⑤ 読み込んだ入力データ（拡張子「.data」形式ファイル）が誤っていた場合は、「< 戻る」ボタンをクリックしてください。
- ⑥ このまま消費税及び地方消費税の確定申告書を作成される方は、「次へ>」ボタンをクリックしてください。

確定申告書作成（一般課税）編

2.2 一般課税・簡易課税の条件判定等

一般課税・簡易課税の条件判定等	
提出方法の選択 作成する確定申告書等の提出方法を選択してください。 【必須】 ☐ e-Taxにより税務署に提出する。 ☒ 印刷して税務署に提出する。	
条件判定等 基準期間の課税売上高等を入力してください。 →災害(地震、風水害、雪害等)により被害を受けた方は、消費税法の特例を受けられる場合がありますので、こちらをご覧ください。	
1	基準期間 (平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)の課税売上高 【必須】 ※ 新たに開業した場合など、基準期間の課税売上高がない場合は「0」を入力します。 ※ 基準期間に免税事業者であった方は、基準期間の課税売上高(税込)の金額を入力します。 ※ 基準期間に課税事業者であった方は、基準期間に係る申告書の④の金額を入力します。 ※ 基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間(平成28年1月1日から平成28年6月30日まで)の課税売上高が1,000万円を超えた場合は、課税事業者となります。 ※ 平成28年分について基準期間及び特定期間の課税売上高が1,000万円以下の方が申告される場合、「消費税課税事業者選択届出書」を平成28年12月31日までに提出していなければなりません。ご確認ください。 円
2	簡易課税制度 を選択していますか。 【必須】 ※ 平成28年分について、簡易課税制度を選択するためには、「消費税簡易課税制度選択届出書」平成28年12月31日までに提出していなければなりません。ご確認ください。 ☐ はい ☒ いいえ
3	経理方式 【必須】 ☒ 税込経理 ☐ 税抜経理
4	割賦基準等の特別な売上基準の適用 (該当される方のみ右のボタンをクリックしてください) ※ 「特別な売上計上基準」とは 割賦基準のほか 延払基準等、工事進行基準、現金主義会計をいいます。 特別な売上計上基準適用あり
戻る <input checked="" type="button" value="入力終了(次へ)"/> 入力内容をクリア	

- ① あらかじめ選択された提出方法が表示されています。表示されていない場合や変更する場合は選択してください。
- ② 基準期間（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）の課税売上高を入力します。
- ③ 「簡易課税制度を選択していますか。」は、「いいえ」を選択します。
- ④ 「経理方式」で「税込経理」を選択します（税抜経理の場合は、「税抜経理」を選択します。）。
- ⑤ 特別な売上計上基準の適用がある場合、このボタンをクリックします（「特別な売上計上基準」画面（P7参照）が開きます。）。
- ⑥ 「入力終了（次へ）>」ボタンをクリックすると、「所得区分の選択」画面（P8参照）へ進みます。

2.4 所得区分の選択

該当する所得について選択します。

所得区分の選択

【必須】
該当する所得区分に関する項目を全て選択してください。

①

☒ 事業所得(営業等)がある
☐ 事業所得(農業)がある
☐ 不動産所得がある
☐ プルダウンがある ※1
☐ 業務用固定資産等の譲渡所得がある
☐ 業務用固定資産等の購入がある(平成29年に減価償却資産等を購入した場合) ※2

＜ 戻る
入力終了(次へ) > ②

① 該当する全ての所得区分を選択します。

※1 プルダウンにて「雑所得（原稿料等）」又は「山林所得」を選択してください。
両方の所得を有する場合には、作成コーナーをご利用できません。

※2 「業務用固定資産等の譲渡所得がある」又は「業務用固定資産等の購入がある」を選択する場合は、「事業所得（営業等）がある」、「事業所得（農業）がある」、「不動産所得がある」、「雑（山林）所得がある」の中から一つ以上選択する必要があります。

② 「入力終了（次へ）>」ボタンをクリックすると、「所得区分ごとの売上（収入）金額等の入力」画面（P 9 参照）へ進みます。

確定申告書作成（一般課税）編

2.5 所得区分ごとの売上（収入）金額等の入力

「所得区分の選択」画面（P 8 参照）で選択した所得区分の、売上（収入）金額等の入力を行います。

所得区分	売上額等
事業所得(営業等)	売上額等を入力する
事業所得(農業)	売上額等を入力する
不動産所得	売上額等を入力する
雑所得	売上額等を入力する
業務用固定資産等の譲渡所得	売上額等を入力する

入力された売上(収入)金額の合計は 円です。

< 戻る 入力終了(次へ) >

※ 作成を中断する場合は、右の「入力データの一時保存(作成を中断する場合)」ボタンから現在までの入力内容を一時保存すれば、一時保存したデータを読み込んで作成を再開することができます。

入力データの一時保存
(作成を中断する場合)

① 所得区分ごとの「売上額等を入力する」ボタンをクリックすると、該当の所得区分の売上（収入）金額等を入力する画面（P10 参照）が開きます。

※ 売上額等の入力が終わった所得区分は、「売上額等を入力する」ボタンが「訂正する」ボタン及び「削除する」ボタンになります。

所得区分	売上額等
事業所得(営業等)	訂正する 削除する
事業所得(農業)	売上額等を入力する
不動産所得	売上額等を入力する
雑所得	売上額等を入力する
業務用固定資産等の譲渡所得	売上額等を入力する

入力された売上(収入)金額の合計は 円です。

② 全ての所得区分の売上（収入）金額等の入力完了したら、「入力終了（次へ）>」ボタンをクリックし、「所得区分ごとの決算額等の入力」画面（P12 参照）へ進みます。

確定申告書作成（一般課税）編

2.6 売上（収入）金額等の入力

「所得区分ごとの売上（収入）金額等の入力」画面（P 9 参照）で選択した所得区分の売上（収入）金額等を入力します。

なお、税抜経理方式を選択した場合、仮受消費税等及び仮払消費税等を入力する必要があります。

事業所得(営業等)の売上(収入)金額等の入力

売上(収入)金額の中に、[免税](#)、[非課税](#)、[非課税資産の輸出等](#)又は[不課税](#)に係るものが含まれている場合は、その金額も入力してください。

売上(収入)金額（雑収入を含む） 【必須】	1,000,000	円
うち免税取引	123,456	円
うち非課税取引	123,456	円
うち非課税資産の輸出等	123,456	円
うち不課税取引	123,456	円
うち課税取引		506,176 円

[売上げに係る対価の返還等](#)の金額を売上(収入)金額から直接減額していない方は、下の「売上対価の返還等あり」ボタンをクリックして金額を入力してください。

②

③

① 売上（収入）金額・免税取引・非課税取引等の金額を入力してください。

「売上（収入）金額（雑収入を含む）」欄は入力必須項目となっているため、金額が 0 円の場合、「0」と入力してください。

② 「売上対価の返還等あり」ボタンをクリックすると、「売上げに係る対価の返還等の金額の入力」画面（P 11 参照）が開きます。

③ 「入力終了（次へ）>」ボタンをクリックすると、「所得区分ごとの売上（収入）金額等の入力」画面（P 9 参照）へ戻ります。

2.7 売上げに係る対価の返還等の金額の入力

「売上対価の返還等あり」ボタン（P10 参照）をクリックすると、次の画面が開きます。
売上げに係る対価の返還等の金額を収入金額から直接減額していない方は、売上げに係る対価の返還等の金額を入力します。

事業所得(営業等)の売上げに係る対価の返還等の金額の入力	
課税取引に係るもの(税込)	円
免税取引に係るもの	円
非課税取引に係るもの	円
非課税資産の輸出等	円

※ 不課税取引に係るものについては、入力の必要はありません。

① 売上げに係る対価の返還等の金額を入力してください。

※ 不動産所得には「非課税資産の輸出等」入力欄がありません。

② 「入力終了（次へ）>」ボタンをクリックすると、「売上（収入）金額等の入力」画面（P10 参照）へ戻ります。

確定申告書作成（一般課税）編

2.8 所得区分ごとの決算額等の入力

「所得区分の選択」画面（P 8 参照）で選択した所得区分の決算額等の入力を行います。
なお、決算額等の金額がない所得区分については、入力の必要はありません。

所得区分ごとの決算額等の入力	
所得区分	決算額等
事業所得(営業等)	決算額等を入力する
事業所得(農業)	決算額等を入力する
不動産所得	決算額等を入力する
雑所得	決算額等を入力する
業務用固定資産等の購入	決算額等を入力する

①

②

< 戻る

入力終了(次へ) >

※ 作成を中断する場合は、右の「入力データの一時保存(作成を中断する場合)」ボタンから現在までの入力内容を一時保存すれば、一時保存したデータを読み込んで作成を再開することができます。

入力データの一時保存
(作成を中断する場合)

- ① 所得区分ごとの「決算額等を入力する」ボタンをクリックすると、該当の所得区分の決算額等を入力する画面が開きます。仕入金額などの科目ごとの決算額が分かる書類(青色申告決算書、収支内訳書など)を参考に、選択した所得区分の決算額等を入力してください(P 13 以降の手順を参照)。

※ 決算額等の入力が終わった所得区分は、「決算額等を入力する」ボタンが「訂正する」ボタン及び「削除する」ボタンになります。

所得区分ごとの決算額等の入力	
所得区分	決算額等
事業所得(営業等)	訂正する 削除する
事業所得(農業)	決算額等を入力する
不動産所得	決算額等を入力する
雑所得	決算額等を入力する
業務用固定資産等の購入	決算額等を入力する

< 戻る

入力終了(次へ) >

※ 作成を中断する場合は、右の「入力データの一時保存(作成を中断する場合)」ボタンから現在までの入力内容を一時保存すれば、一時保存したデータを読み込んで作成を再開することができます。

入力データの一時保存
(作成を中断する場合)

- ② 必要な所得区分の決算額等の入力完了したら、「入力終了(次へ) >」ボタンをクリックし、入力データに応じて以下の画面に進みます。

- ・ 「控除対象仕入税額の計算方式の確認」画面(課税売上高が5億円超の場合、又は課税売上割合が95%未満の場合)(P 18 参照)
- ・ 「中間納付税額等の入力」画面(上記以外の場合)(P 22 参照)

確定申告書作成（一般課税）編

2.8.1 決算額等の入力

2.8.1.1 決算額等の入力（1／2）

「所得区分ごとの決算額等の入力」画面（P12 参照）でクリックした所得区分の決算額等を入力します。

決算額等の入力(事業所得(営業等))(1／2)

事業所得(営業等)に係る決算額(税込)等を入力してください。
 なお、決算額のうち課税取引にならないものがある場合はその金額を入力します。

科目		A 決算額	B うち課税取引にならないもの	C (A-B) 課税取引金額	課税取引にならないものの例
売上原価	売上(収入)金額 (雑収入を含む)	(1) 1,000,000 円	493,824 円	506,176 円	商品券等の販売代金、 社会保険料徴収収入等
	期首商品棚卸高	(2) 123,456 円			平成28年分において、 免税事業者であった方は、 次画面の2を入力します。
	仕入金額	(3) 123,456 円	12,345 円	111,111 円	商品券等の仕入代金等
	小計	(4) 246,912 円			
差引金額		(33) 753,088 円			

※ 「課税取引にならないものの例」で列挙しているものは、およその基準を示したものですから実際の判定に当たっては、その内容をよく検討してください。

＜ 入力取消(戻る) ＞
入力終了(次へ) >

入力内容をクリア

[お問い合わせ](#) | [個人情報保護方針](#) | [利用規約](#) | [推奨環境](#)
Copyright (c)2018 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ① 決算額（税込）等について該当する項目を入力してください。
- ② 「入力終了（次へ）>」ボタンをクリックすると、「決算額等の入力（2／2）」画面（P14 参照）へ進みます。

確定申告書作成（一般課税）編

2.8.1.2 決算額等の入力（2／2）

「決算額等の入力（1／2）」画面（P13 参照）に引き続き、決算額等を入力します。

決算額等の入力(事業所得(営業等))(2/2)

1 事業所得(営業等)に係る課税取引金額
「売上(収入)に係る課税取引金額」及び「仕入れに係る課税取引金額」を表示しています。

売上(収入)に係る課税取引金額	506,176 円
仕入れに係る課税取引金額	111,111 円

● **仕入れに係る対価の返還等**の金額を直接減額していない方、貸倒れとなった金額がある方及び貸倒れ処理を行った貸倒金を回収した金額のある方は、下の「仕入れ対価の返還等・貸倒れあり」ボタンをクリックして金額を入力してください。

仕入れ対価の返還等・貸倒れあり

2 平成29年に課税事業者となった方の棚卸高の調整
平成28年に免税事業者で平成29年に課税事業者となった場合、「期首商品棚卸高」を入力します。

期首商品棚卸高の決算額	123,456 円
平成28年12月31日に有していた棚卸資産のうち、免税事業者であった課税期間中に国内で譲り受けた棚卸資産で課税仕入れに係るものの金額(税込)	円

3 平成30年に免税事業者となる方の棚卸高の調整
平成29年に課税事業者で平成30年に免税事業者となる場合は、「期末商品棚卸高」を入力します。

期末商品棚卸高の決算額	0 円
平成29年12月31日に有していた棚卸資産のうち、平成29年中に国内で譲り受けた棚卸資産で課税仕入れに係るものの金額(税込)	円

4 保稅地域からの引き取り貨物に係る消費税
輸入取引がある場合に入力します。

保稅地域から引き取った課税貨物に係る消費税額	円
保稅地域から引き取った課税貨物に係る還付消費税額	円

＜ 戻る
入力終了(次へ) ＞

入力内容をクリア

- ① 「仕入れ対価の返還等・貸倒れあり」ボタンをクリックすると、「仕入れに係る対価の返還等・貸倒れの金額の入力」画面（P17 参照）が開きます。
- ② 棚卸高の調整や保稅地域からの引き取り貨物に係る消費税額のある方は入力してください。
- ③ 「入力終了（次へ）＞」ボタンをクリックすると、「所得区分ごとの決算額等の入力」画面（P12 参照）へ戻ります。

確定申告書作成（一般課税）編

2.8.2 決算額等の入力（業務用固定資産等の購入）

2.8.2.1 決算額等の入力（業務用固定資産等の購入）

「所得区分ごとの決算額等の入力」画面（P 12 参照）で業務用固定資産等の購入の「決算額等を入力する」ボタンをクリックした場合に表示される画面です。業務用固定資産等の購入の決算額等を入力します。

決算額等の入力(業務用固定資産等の購入)

業務用固定資産等に係る取得価額(税込)等を入力してください。
なお、決算額のうち課税取引にならないものがある場合はその金額を入力します。

→業務用固定資産等とは

1 業務用固定資産等の取得価額(税込)
[必須]

項番	② 前行コピー 行クリア	所得区分 ①	取得価額等 ①	うち課税取引にならないもの ①	課税取引金額
1	クリア	選択してください	円	円	円
2	コピー	選択してください	円	円	円
3	コピー	選択してください	円	円	円
4	コピー	選択してください	円	円	円
5	コピー	選択してください	円	円	円
6	コピー	選択してください	円	円	円
7	コピー	選択してください	円	円	円
8	コピー	選択してください	円	円	円
9	コピー	選択してください	円	円	円
10	コピー	選択してください	円	円	円

入力する項目が10件を超える場合は、右の「次ページへ」ボタンをクリックしてそれらを入力してください。

③

現在のページ : 1 / 9

● 仕入れに係る対価の返還等の金額を直接減額していない方は、下の「仕入対価の返還等あり」ボタンをクリックして金額を入力してください。

④

2 保税地域からの引き取り貨物に係る消費税

輸入取引がある場合に入力します。

保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税額 ① 円

保税地域から引き取った課税貨物に係る還付消費税額 円

⑤

< 入力取消(戻る)

- ① 業務用固定資産等の取得価額（税込）等について、該当する項目を選択・入力してください。
- ② 各項番の「コピー」ボタンをクリックすると、「所得区分」「取得価額等」「うち課税取引にならないもの」について、「コピー」ボタンをクリックした一つ前の項番の入力内容を反映することができます。また、「クリア」ボタンをクリックすると、クリックした項番の「所得区分」「取得価額等」「うち課税取引にならないもの」の入力内容を削除することができます。
- ③ 業務用固定資産等が 10 件を超える場合は、「次ページへ」ボタンをクリックすると次のページへ進み、新たに 10 件を入力することができます。既に入力した業務用固定資産等を確認・修正したい場合は「前ページへ」ボタンをクリックすると前のページへ戻り、入力済みの 10 件を表示します。

（次ページへ続きます。）

確定申告書作成（一般課税）編

- ④ 「仕入対価の返還等あり」ボタンをクリックすると、「仕入に係る対価の返還等・貸倒れの金額の入力」画面（P17 参照）が開きます。
- ⑤ 「入力終了（次へ）>」ボタンをクリックすると、「所得区分ごとの決算額等の入力」画面（P12 参照）へ戻ります。

2.9 仕入れに係る対価の返還等・貸倒れの金額の入力

所得区分ごとの「決算額等の入力（2／2）」画面で「仕入れ対価の返還等・貸倒れあり」ボタンをクリックすると次の画面が所得区分ごとに開きます。

※ 業務用固定資産等の購入の場合、「決算額等の入力」画面（P15 参照）の「仕入対価の返還等あり」ボタンをクリックすると開きます。

仕入れに係る対価の返還等の金額を直接減額していない方、貸倒れとなった金額がある方及び貸倒れ処理を行った貸倒金を回収した金額のある方は、仕入れに係る対価の返還等・貸倒れの金額を入力します。

事業所得(営業等)の仕入れに係る対価の返還等・貸倒れの金額の入力

1 課税仕入れに係る対価の返還等の金額

課税仕入れに係るもの(税込) 円 ①

2 発生した貸倒金の金額

「決算額等の入力(事業所得(営業等))(1／2)」画面の「1 事業所得(営業等)に係る決算額(税込)等」で入力した貸倒金のうち、課税事業者であった年分に行った取引で、課税売上げに係るものの金額を入力してください。
「決算額等の入力(事業所得(営業等))(1／2)」画面の「貸倒金」に入力がある場合は、必ず金額(「0」を含む。)を入力してください。

課税事業者であった年分に行った取引で、課税売上げに係るもの(税込) 円 ①

※ 平成29年に初めて課税事業者となった方は、平成28年12月31日までに行った課税資産の譲渡等に係る貸倒金は含みません。

3 回収した貸倒金の金額

課税事業者であった年分に貸倒れ処理したもので、課税売上げに係るもの(税込) 円 ①

※ 平成29年に初めて課税事業者となった方は、平成28年12月31日までに行った課税資産の譲渡等に係る貸倒金は含みません。

① 仕入れに係る対価の返還等・貸倒れの金額を入力してください。

※ 業務用固定資産等の購入には、貸倒金に関する入力欄（「2 発生した貸倒金の金額」及び「3 回収した貸倒金の金額」）はありません。

② 「入力終了(次へ)＞」ボタンをクリックすると、「所得区分ごとの決算額等の入力（2／2）」画面へ戻ります。

※ 業務用固定資産等の購入の場合、「決算額等の入力」画面へ戻ります。

17

2.10 控除対象仕入税額の計算方式の確認

控除対象仕入税額の計算方式を確認します。この画面は課税売上高が5億円超の場合、又は課税売上割合が95%未満となった場合に「所得区分ごとの決算額等の入力」画面（P12 参照）から進みます。

なお、課税売上高及び課税売上割合は、入力された金額から自動的に計算されます。

控除対象仕入税額の計算方式の確認

課税売上高が5億円超の場合、又は課税売上割合が95%未満の場合の控除対象仕入税額は、「[個別対応方式](#)」又は「[一括比例配分方式](#)」で計算します。

「一括比例配分方式」を適用した場合は、2年以上継続した後でなければ「個別対応方式」に変更することはできませんので、平成28年分から「一括比例配分方式」を適用している場合は、「はい」ボタンを、それ以外の場合は「いいえ」ボタンをクリックしてください。

平成28年分から、「一括比例配分方式」を選択していますか。
（平成28年以前から継続して「一括比例配分方式」を適用されている方で、引き続き「一括比例配分方式」を適用される場合も「はい」ボタンをクリックしてください。）

※ 作成を中断する場合は、右の「入力データの一時保存（作成を中断する場合）」ボタンから現在までの入力内容を一時保存すれば、一時保存したデータを読み込んで作成を再開することができます。

- ① 「はい」ボタンをクリックすると、自動的に一括比例配分方式を選択して、「中間納付税額等の入力」画面（P22 参照）へ進みます。「いいえ」ボタンをクリックすると、「所得区分ごとの課税仕入れの内訳金額の入力」画面（P19 参照）へ進みます。

（参考）

課税売上割合の計算は、次の算式により計算されます。

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税期間の課税売上高（税抜き）}}{\text{課税期間の総売上高（税抜き）}}$$

確定申告書作成（一般課税）編

2.11 所得区分ごとの課税仕入れの内訳金額の入力

「決算額等の入力」画面（P 13～P 15 参照）で課税取引金額を入力した所得区分の課税仕入れの内訳の入力を行います。

「課税仕入れの内訳」画面で入力された金額を基に控除対象仕入税額を計算します。

所得区分ごとの課税仕入れの内訳金額の入力

所得区分	課税仕入れの内訳
事業所得(営業等)	課税仕入れの内訳を入力する
事業所得(農業)	課税仕入れの内訳を入力する
不動産所得	課税仕入れの内訳を入力する
雑所得	課税仕入れの内訳を入力する
業務用固定資産等の購入	課税仕入れの内訳を入力する

①

②

※ 作成を中断する場合は、右の「入力データの一時保存(作成を中断する場合)」ボタンから現在までの入力内容を一時保存すれば、一時保存したデータを読み込んで作成を再開することができます。

入力データの一時保存
(作成を中断する場合)

① 入力したい所得区分の「課税仕入れの内訳を入力する」ボタンをクリックすると、所得区分ごとの「課税仕入れの内訳入力」画面が開きます。

※ 課税仕入れの内訳の入力が終わった所得区分は、「課税仕入れの内訳を入力する」ボタンが「訂正する」ボタン及び「削除する」ボタンになります。

所得区分	課税仕入れの内訳
事業所得(営業等)	訂正する 削除する
事業所得(農業)	課税仕入れの内訳を入力する
不動産所得	課税仕入れの内訳を入力する
雑所得	課税仕入れの内訳を入力する
業務用固定資産等の購入	課税仕入れの内訳を入力する

また、決算額等の金額がない所得区分は、「課税仕入れがありません」と表示され、入力できません。

② 必要な所得区分の課税仕入れの内訳の入力が完了したら、「入力終了(次へ) >」ボタンをクリックし、「仕入税額控除の控除方式の選択」画面（P 21 参照）に進みます。

確定申告書作成（一般課税）編

2.11.1 課税仕入れの内訳

所得区分ごとに課税仕入れの内訳を入力します。

課税仕入れの内訳金額の入力(事業所得(営業等))

事業所得(営業等)に係る「課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの」及び「非課税売上げにのみ要するもの」を入力してください。

科目	課税取引金額	うち 課税売上げと非課税 売上げに共通して要 するもの	うち 非課税売上げにのみ 要するもの	うち 課税売上げにのみ要 するもの
仕入金額	111,111 円	円	円	円
租税公課	98,900 円	円	円	円
荷造運賃	98,800 円	円	円	円
水道光熱費	100,000 円	円	円	円
旅費交通費	98,700 円	円	円	円
通信費	98,600 円	円	円	円
広告宣伝費	98,500 円	円	円	円
接待交際費	98,400 円	円	円	円
修繕費	100,000 円	円	円	円
消耗品費	100,000 円	円	円	円
福利厚生費	98,300 円	円	円	円
給料賃金	98,200 円	円	円	円
外注工賃	98,100 円	円	円	円
地代家賃	98,000 円	円	円	円
任意科目1	97,900 円	円	円	円
任意科目2	97,800 円	円	円	円
任意科目3	97,700 円	円	円	円
任意科目4	97,600 円	円	円	円
任意科目5	97,500 円	円	円	円
任意科目6	97,400 円	円	円	円
雑費	97,300 円	円	円	円
合計	2,078,811 円	0 円	0 円	2,078,811 円

②

① 課税取引金額のうち「課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの」及び「非課税売上げにのみ要するもの」を入力してください（「課税売上げにのみ要するもの」については、自動計算されます。）。

② 「入力終了（次へ）＞」ボタンをクリックすると、「所得区分ごとの課税仕入れの内訳金額の入力」画面（P19 参照）に戻ります。

2.12 仕入税額控除の控除方式の選択

計算方式ごとの控除対象仕入税額を計算して、どちらの計算方式で確定申告するかを選択します。

仕入税額控除の控除方式の選択

「個別対応方式」または「一括比例配分方式」で計算した課税仕入れに係る控除対象仕入税額を表示しています。
適用する方式を選択してください。

①

1	個別対応方式による控除対象仕入税額	122,022 円
2	一括比例配分方式による控除対象仕入税額	108,644 円

上記1又は2のいずれかの方式を選択できますが、本年の差し引くことのできる控除対象仕入税額が大きい方式は

②

個別対応方式

です。

※ 「一括比例配分方式」を適用した方は、2年間以上継続した後でなければ「個別対応方式」に変更することはできませんので、翌年(平成30年分以降)の計算方式を検討の上、選択してください。
(平成30年分の課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下となった場合は、「一括比例配分方式」を適用することができませんが、この場合は継続適用したことになります。)

③

個別対応方式

④

一括比例配分方式

< 戻る

- ① 計算方式ごとの控除対象仕入税額が表示されます。
- ② 控除対象仕入税額が大きい方を有利な方式として表示しています。
- ③ 個別対応方式を選択して、「中間納付税額等の入力」画面（P 22 参照）へ進みます。
- ④ 一括比例配分方式を選択して、「中間納付税額等の入力」画面（P 22 参照）へ進みます。

確定申告書作成（一般課税）編

2.13 中間納付税額等の入力

中間納付税額及び中間納付譲渡割額を入力します。

中間納付税額等の入力

中間申告に係る納付税額のある方は、入力してください。
中間申告を行っていない方は、入力する必要はありません。

中間納付税額	①		円
中間納付譲渡割額			円

※ 中間申告に係る納付税額には、「中間納付税額」と「中間納付譲渡割額」が含まれていますので、それぞれの金額を入力してください。
※ 税務署から送付した申告書には、中間納付税額（[10]欄）、中間納付譲渡割額（[21]欄）にその合計額が印字されています。なお、1月ごと（年11回）の中間申告を行った場合、中間納付税額及び中間納付譲渡割額は印字されませんので、最終の中間申告分まで（11回分）の消費税及び地方消費税額を合計して入力してください。

[→税務署から送付した申告書等の中間納付税額等の印字場所](#)

< 戻る

② 入力終了(次へ) >

① 中間申告に係る納付税額等を入力してください。

② 確定申告の内容が仕入控除税額に伴う還付の場合、「消費税の還付申告に関する明細書の作成（1／4）」画面（P23 参照）へ進みます。

確定申告の内容が納税又は中間納付税額に伴う還付の場合、「計算結果の確認」画面（P32 参照）へ進みます。

※ 利用者識別番号から情報を検索し、中間納付税額等の情報を取得している場合は、金額が表示されています。

2.14 消費税の還付申告に関する明細書の作成（1／4）

仕入控除税額に伴う還付を受ける場合には、「消費税の還付申告に関する明細書」の提出が必要となるため、明細書作成画面に自動で進みます。

消費税の還付申告に関する明細書の作成(1／4)

該当する項目について、選択又は入力してください。

1 還付申告となった主な理由

該当するもの全てを選択してください。
必須

① ☐ 輸出等の免税取引の割合が高い

☐ 設備投資(高額な固定資産の購入等)

☐ その他 [各行全角30文字以内]

＜ 戻る

入力終了(次へ) ＞

- ① 消費税の還付申告に関して、該当する項目について入力（選択）してください。
 なお、「その他」を選択した場合は、下部の入力欄が入力可能になりますので、還付申告となった主な理由を入力欄に入力してください。
- ② 「入力終了（次へ）＞」ボタンをクリックすると、「消費税の還付申告に関する明細書の作成（2／4）」画面（P24 参照）に進みます。

2.15 消費税の還付申告に関する明細書の作成（2／4）

「課税売上げ等に係る事項」として、「主な課税資産の譲渡等」及び「主な輸出取引等の明細」を入力してください。

消費税の還付申告に関する明細書の作成(2／4)

該当する項目について、選択又は入力してください。

2 課税売上げ等に係る事項

「入力」ボタンをクリックし、該当の項目を入力してください。

- **主な課税資産の譲渡等**
取引金額が100万円以上の取引先を上位5番目まで入力してください。
※ 100万円未満の取引も入力することは可能です。

項番	訂正 削除	資産の 種類等	譲渡 年月日等	取引金額等	取引先の 氏名(名称)	取引先の住所(所在地)
1	訂正 削除	機械1	29・1・2	1,234,567円	(株)国税商店	東京都千代田区霞が関1-2
2	訂正 削除	機械2	継続	9,876,543円	(株)国税商店	東京都千代田区霞が関3-4
3	入力					

- **主な輸出取引等の明細**
取引金額総額の上位5番目まで入力してください。

項番	訂正 削除	取引先の 氏名(名称)	取引先の住所(所在地)	取引金額	主な取引 商品等	所管税関 (支署)名
1	入力					

＜ 戻る
入力終了(次へ) ＞

- ① 主な課税資産の譲渡等に関する「入力」ボタンをクリックすると、「還付申告に関する明細入力（主な課税資産の譲渡等）」画面（P 25 参照）が開きます。
- ② 「訂正」ボタンをクリックすると、入力した明細の内容について、訂正することができます。また、「削除」ボタンをクリックすると、入力した明細の内容を削除することができます。
- ③ 主な輸出取引等の明細に関する「入力」ボタンをクリックすると、「還付申告に関する明細入力（主な輸出取引等の明細）」画面（P 26 参照）が開きます。
- ④ 「入力終了（次へ）＞」ボタンをクリックすると、「消費税の還付申告に関する明細書の作成（3／4）」画面（P 28 参照）に進みます。

2.16 還付申告に関する明細入力（主な課税資産の譲渡等）

「主な課税資産の譲渡等」について、上位 5 番のうちの 1 件分を入力してください。

還付申告に関する明細入力(主な課税資産の譲渡等)

課税売上(げ)等に係る事項のうち、課税資産の譲渡等に関する明細を入力してください。
【必須】

- 資産の種類等 ①
[全角10文字以内]
- 譲渡年月日等
平成29年 月 日 ☐ 継続
※ 継続的な取引先の場合は「継続」を選択してください。
- 取引金額等
 円
※ 譲渡年月日等にて「継続」を選択した場合は、
当該課税期間中の取引金額の合計を入力してください。
- 取引先の氏名(名称)
[全角15文字以内]
- 取引先の住所(所在地)
[各行全角25文字以内]

< 戻る
②
入力終了(次へ) >

① 主な課税資産の譲渡等に関する情報を入力（選択）してください。

「譲渡年月日等」について、継続的な取引を行っている取引先の場合は「継続」を選択してください。この場合、年月日を入力する必要はありません。

② 「入力終了（次へ）>」ボタンをクリックすると、「消費税の還付申告に関する明細書の作成（2／4）」画面（P24 参照）へ戻ります。

2.17 還付申告に関する明細入力（主な輸出取引等の明細）

「主な輸出取引等の明細」について、上位 5 番のうちの 1 件分を入力してください。

還付申告に関する明細入力(主な輸出取引等の明細)

課税売上げ等に係る事項のうち、主な輸出取引等に関する明細を入力してください。
【必須】

- 取引先の氏名(名称)
[全角 15文字以内]
- 取引先の住所(所在地)
[各行全角 25文字以内]
- 取引金額
- 主な取引商品等
[全角 20文字以内]
- 所管税関(支署)名
[全角 15文字以内]

円

< 戻る

入力終了(次へ) >

① 主な輸出取引等の明細に関する情報を入力してください。

② 「入力終了（次へ）>」ボタンをクリックすると、「消費税の還付申告に関する明細書の作成（2／4）」画面へ戻り、輸出取引等に利用する主な金融機関等の入力欄が表示されます（P27 参照）。

確定申告書作成（一般課税）編

2.18 消費税の還付申告に関する明細書の作成（2／4）

「主な輸出取引等の明細」を入力した場合、「輸出取引等を利用する主な金融機関・通関業者」を入力する欄が表示されます。

項番	訂正 削除	取引先の 氏名(名称)	取引先の住所(所在地)	取引金額	主な取引 商品等	所管税関 (支署)名
1	訂正 削除	(株)国税商店	東京都千代田区霞が関1-2	1,234,567円	取引商店1	東京税関(新潟支署)
2	入力					

輸出取引等を利用する主な金融機関・通関業者を入力してください。

● 主な金融機関 ①

☒ ゆうちょ銀行以外の銀行等
☐ ゆうちょ銀行

金融機関名 [全角15文字以内] 選択してください▼

本支店名 [全角14文字以内] 選択してください▼

預金種別 選択してください▼

口座番号 [半角数字7桁]

● 主な通関業者 ②

氏名(名称) [全角15文字以内]

住所(所在地) [各行全角25文字以内]

< 戻る

- ① 輸出取引等を利用する主な金融機関を選択します。選択した金融機関によって、入力する項目が異なります。
- ② 輸出取引等を利用する主な通関業者に関する情報を入力してください。

2.19 消費税の還付申告に関する明細書の作成（3／4）

「課税仕入れに係る事項」として、「主な棚卸資産・原材料等の取得」及び「主な固定資産等の取得」について入力してください。

消費税の還付申告に関する明細書の作成(3／4)

該当する項目について、選択又は入力してください。

3 課税仕入れに係る事項

「入力」ボタンをクリックし、該当の項目に入力してください。

- **主な棚卸資産・原材料等の取得**
取引金額が100万円以上の取引先を上位5番目まで入力してください。
※ 100万円未満の取引も入力することは可能です。

項番	訂正 削除	資産の 種類等	取得 年月日等	取引金額等	取引先の 氏名(名称)	取引先の住所(所在地)
② 1	訂正 削除	原材料1	29・1・2	1,234,567円	(株)国税商店	東京都千代田区霞が関1-2
2	訂正 削除	原材料2	継続	9,876,543円	(株)国税商店	東京都千代田区霞が関3-4
① 3	入力					

- **主な固定資産等の取得**
1件当たりの取引金額が100万円以上の取引先を上位5番目まで入力してください。
※ 100万円未満の取引も入力することは可能です。

項番	訂正 削除	資産の 種類等	取得 年月日等	取引金額等	取引先の 氏名(名称)	取引先の住所(所在地)
1	訂正 削除	建物及びその附 属設備	29・2・3	1,234,567円	(株)国税工務店	東京都千代田区霞が関5-6
③ 2	入力					

＜ 戻る
入力終了(次へ) >

- ① 主な棚卸資産・原材料等の取得に関する「入力」ボタンをクリックすると、「還付申告に関する明細入力（主な棚卸資産・原材料等の取得）」画面（P29 参照）が開きます。
- ② 「訂正」ボタンをクリックすると、入力した明細の内容について、訂正することができます。また、「削除」ボタンをクリックすると、入力した明細の内容を削除することができます。
- ③ 主な固定資産等の取得に関する「入力」ボタンをクリックすると、「還付申告に関する明細入力（主な固定資産等の取得）」画面（P30 参照）が開きます。
- ④ 「入力終了（次へ）>」ボタンをクリックすると、「消費税の還付申告に関する明細書の作成（4／4）」画面（P31 参照）に進みます。

2.20 還付申告に関する明細入力（主な棚卸資産・原材料等の取得）

「主な棚卸資産・原材料等の取得」について上位5番のうち、1件分を入力してください。

還付申告に関する明細入力(主な棚卸資産・原材料等の取得)

課税仕入れに係る事項のうち、棚卸資産・原材料等の取得に関する明細を入力してください。
【必須】

- 資産の種類等
[全角10文字以内]
- 取得年月日等
- 取引金額等
- 取引先の氏名(名称)
[全角15文字以内]
- 取引先の住所(所在地)
[各行全角25文字以内]

平成29年 月 日 ☐ 継続
※ 継続的な取引先の場合は「継続」を選択してください。

円
※ 取得年月日等にて「継続」を選択した場合は、当課税期間中の取引金額の合計を入力してください。

< 戻る
入力終了(次へ) >

- ① 主な棚卸資産・原材料等の取得に関する情報を入力（選択）してください。
取得年月日等については、継続的な取引先の場合は「継続」を選択してください。
- ② 「入力終了（次へ）>」ボタンをクリックすると、「消費税の還付申告に関する明細書の作成（3／4）」（P28 参照）画面へ戻ります。

2.21 還付申告に関する明細入力（主な固定資産等の取得）

「主な固定資産等の取得」について、上位 5 番のうち 1 件分を入力してください。

還付申告に関する明細入力(主な固定資産等の取得)

課税仕入れに係る事項のうち、固定資産等の取得に関する明細を入力してください。
【必須】

- 資産の種類等
- 取得年月日等
- 取引金額等
- 取引先の氏名(名称)
[全角15文字以内]
- 取引先の住所(所在地)
[各行全角25文字以内]

①

-選択してください-

< 戻る

②
入力終了(次へ) >

① 主な固定資産等の取得に関する情報を入力（選択）してください。

② 「入力終了（次へ）>」ボタンをクリックすると、「消費税の還付申告に関する明細書の作成（3／4）」（P28 参照）画面へ戻ります。

30

2.22 消費税の還付申告に関する明細書の作成（4／4）

「平成 29 年中の特殊事情」として、顕著な増減事項等及びその理由を入力してください。

消費税の還付申告に関する明細書の作成(4/4)

該当する項目について、選択又は入力してください。

4 平成29年中の特殊事情

顕著な増減事項等及びその理由を入力してください。
[各行全角50文字以内]

①

②

入力終了(次へ) >

- ① 「平成 29 年中の特殊事情」として、顕著な増減事項等及びその理由を入力してください。
- ② 「入力終了（次へ）>」ボタンをクリックすると、「計算結果の確認」画面（P32 参照）に進みます。

確定申告書作成（一般課税）編

2.23 計算結果の確認

入力データを基に確定申告に必要な計算を行います。この計算結果が申告書に記載されます。

計算結果の確認

計算結果をご確認ください。

還付される金額は、 94,548円 です。

入力された金額に基づいた消費税の計算結果			
課税標準額		(1)	755,000 円
消費税額		(2)	47,565 円
控除過大調整税額		(3)	0 円
控除税額	控除対象仕入税額	(4)	122,022 円
	返還等対価に係る税額	(5)	円
	貸倒れに係る税額	(6)	0 円
	控除税額小計 (4) + (5) + (6)	(7)	122,022 円
控除不足還付税額 (7) - (2) - (3)		(8)	74,457 円
差引税額 (2) + (3) - (7)		(9)	円
中間納付税額		(10)	円
納付税額 (9) - (10)		(11)	円
中間納付還付税額 (10) - (9)		(12)	円
課税売上割合	課税資産の譲渡等の対価の額	(15)	1,002,630 円
	資産の譲渡等の対価の額	(16)	1,126,086 円
入力された金額に基づいた地方消費税の計算結果			
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	(17)	74,457 円
	差引税額	(18)	円
譲渡割額	還付額	(19)	20,091 円
	納税額	(20)	円
中間納付譲渡割額		(21)	円
納付譲渡割額 (20) - (21)		(22)	円
中間納付還付譲渡割額 (21) - (20)		(23)	円
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額		(26)	-94,548 円

計算方法はここからご確認ください。

◆◆◆◆消費税等の還付税額の申告漏れにご注意ください。◆◆◆◆

消費税等の還付税額は、税込経理方式による経理処理をされている場合、原則として、申告書を提出した年の事業所得や不動産所得等の収入金額に含めて申告する必要があります。

< 戻る
① 次へ >

- ① 計算結果を確認後、「次へ>」ボタンをクリックすると、「納税地等（・還付金口座）入力」画面（P33 参照）へ進みます。

確定申告書作成（一般課税）編

2.24 納税地等・還付金口座入力

納税地等に関する情報を入力します。仕入控除税額などに伴う還付が発生している場合、還付金口座等の入力欄が表示されます。

納税地等・還付金口座入力

各項目の下側に表示している文字数以内で入力してください。
申告書等には表示している文字数分を印字しますので、印字されない部分については、申告書等を印刷した後で手書きにて補完記入をしてください。

1 納税地・氏名等

※ 東日本大震災により避難されている方は[こちら](#)をご参照ください。

納税地情報

納税地

住所又は事業所等

郵便番号

都道府県市区町村

町名・番地

建物名・号室

☒ 住所 ☐ 事業所等

-

郵便番号から住所入力

[半角数字3桁]-[半角数字4桁]

市区町村選択

[都道府県市区町村と合計で全角28文字以内(数字等も全角)]

[全角28文字以内(数字等も全角)]

※ 事業所等の所在地を納税地とする場合には、届出が必要です。

※ 郵便番号を入力後、「郵便番号から住所入力」ボタンをクリックすると、住所の一部及び提出先税務署が自動入力されます。

※ 郵便番号から検索できなかった方は、こちらで市区町村を選択できます。

(例) ○○町1-1-1

(例) アパート名、号室

申告書を提出する税務署

都道府県

選択してください

税務署

[管轄の税務署を調べる](#)

還付金の受取りには預貯金口座への振込みをご利用ください。
(申告される方ご本人名義の口座に限りです。)

3 口座番号等

還付金の受取方法を選択し、表示される項目に金融機関名等を入力してください。
還付金の受取りには、預貯金口座への振込みをご利用ください(申告される方ご本人名義の口座に限りです。)
入力に誤りがあった場合、還付金の支払手続に時間がかかる場合があります。

☒ 受取方法の選択【必須】

☐ ゆうちょ銀行以外の銀行等への振込み

☐ ゆうちょ銀行への振込み

☐ ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取り

< 戻る

入力終了(次へ) >

① 納税地等について該当する項目に入力してください。

※ 郵便番号の入力後、「郵便番号から住所入力」ボタンをクリックすると、郵便番号の入力内容から検索した住所及び税務署情報（都道府県、税務署名）を画面上の対応する入力項目へ自動的に表示することができます。

② 還付金の受取方法を選択します。ラジオボタンを選択すると、入力項目が表示されます。

確定申告書作成（一般課税）編

- ③ 「送信準備（送信前の申告内容確認）」画面（操作の手引き「（消費税）e-Tax 編」の P 3 参照）又は「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書作成選択」画面（P 36 参照）へ進みます。

※ 納付の場合は、振替依頼書を作成できます。

1 納税地・氏名等

※ 東日本大震災により避難されている方は [こちら](#) をご参照ください。

納税地情報			
納税地	☒ 住所 ☐ 事業所等		
住所又は事業所等	郵便番号	- 郵便番号から住所入力 [半角数字3桁]-[半角数字4桁]	※ 事業所等の所在地を納税地とする場合には、届出が必要です。
	都道府県市区町村	市区町村選択	※ 郵便番号を入力後、「郵便番号から住所入力」ボタンをクリックすると、住所の一部及び提出先税務署が自動入力されます。
	町名・番地	 [都道府県市区町村と合計で全角28文字以内(数字等も全角)]	※ 郵便番号から検索できなかった方は、こちらで市区町村を選択できます。
	建物名・号室	 (例) アパート名、号室	(例) ○○町1-1-1

納付は、以下のいずれかの方法で行ってください。

※ 申告書の提出後に、税務署から納付書の送付や納税通知等のお知らせはありませんので、ご注意ください。
各納付方法の詳細については、[国税庁ホームページ](#)をご覧ください。

	電子納税	クレジットカード納付	振替納税	現金納付
納付方法	e-Taxを利用してダイレクト納付又はインターネットバンキング等から納付する方法です。	「国税クレジットカードお支払サイト」(外部サイト)上での手続きにより、納付受託者へ国税の納付を委託する方法です。	指定した預貯金口座からの引落としにより納付する方法です。期限内に申告された場合に限りご利用いただけます。 以下に該当する方は振替依頼書の提出が必要です。 ・初めて振替納税を利用される方 ・ご利用中の方で、申告書の提出先税務署が変わった方 振替依頼書を作成する	金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付する方法です。金融機関の窓口で納付する場合には事前に納付書をご用意ください。 納付税額が30万円以下の場合には、バーコード付納付書を使用して、コンビニエンスストアでの納付もできます。コンビニエンスストアでの納付を希望される方は申告書の提出時にその旨をお伝えください。
期限	平成30年4月2日(月)	平成30年4月2日(月)	平成30年4月2日(月)までに振替依頼書を提出してください。 平成29年分の期限内申告分の振替日は、平成30年4月25日(水)です。	平成30年4月2日(月)
手数料	不要です ※インターネットバンキング等を利用して納付される場合、利用のための手数料がかかる場合があります	納付税額に応じた決済手数料がかかります ※国の収入になるものではありません		不要です

確定申告書作成（一般課税）編

2.25 預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書の作成

「納税地等入力」画面で「振替依頼書を作成する」ボタンをクリックすると次の画面が表示されます。

振替依頼書を作成する場合は、振替依頼書作成に必要な情報を入力します。

預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書の作成

消費税及び地方消費税の振替納税を新規に利用される方又は依頼内容を変更される方は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(振替依頼書)を作成し、預貯金通帳に使用している印鑑を押して確定申告書と一緒に税務署に提出するか、金融機関へ提出してください。

1 郵便番号等

申告書に記載した住所と預貯金通帳の住所が異なる場合(事業所の所在地を納税地としている場合等)に、預貯金通帳の住所を入力してください。
※ 納税地と預貯金通帳の住所が同じ場合には、入力の必要はありません。

☒ 納税地と預貯金通帳の住所が異なる場合には、「☐」を外した後、住所を入力してください。

☒ 郵便番号
[半角数字3桁]-
[半角数字4桁]

☐ 住所
[留全角28文字以内]

3 振替納税利用金融機関

口座振替を行う金融機関の選択を行い、表示される項目に口座番号等を入力してください。
[→入力方法が分からない方はこちら](#)

☒ 利用金融機関の選択
【必須】

☐ ゆうちょ銀行以外の銀行等

☐ ゆうちょ銀行

< 戻る

入力終了(次へ) >

① 振替依頼書について該当する項目に入力します。

※ 納税地等入力画面で入力した住所と預貯金通帳の住所が異なる場合に入力してください。

なお、郵便番号を入力後、「郵便番号から住所入力」ボタンをクリックすると、郵便番号の入力内容から検索した住所を画面上の対応する入力項目へ自動的に表示することができます。

② 振替納税に利用する金融機関を選択します。ラジオボタンを選択すると、入力項目が表示されます。

③ 「<戻る」ボタンをクリックすると、振替依頼書の作成を行わず「納税地等入力」画面へ戻ります。

④ 振替依頼書の作成を行い、「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックすると、「納税地等入力」画面へ戻ります。

2.26 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書作成選択

計算の結果、本年度の課税売上高が 1,000 万円以下となった場合は、翌々年の消費税の納税義務が免除されますので、該当する場合に提出が必要となる「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」を作成することができます。

消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書作成選択

平成29年度の課税売上高が1,000万円以下となりました。
 平成29年度の課税売上高が1,000万円以下となった方は、原則として、平成31年度の消費税の納税義務が免除されますので、「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」を提出する必要があります。

ただし、平成29年度の確定申告を一般課税により行う方が、平成28年4月1日以後、高額特定資産(※1)の仕入れ等を行った場合(自己建設高額特定資産にあっては、その建設等が完了した場合)には、平成30年度及び平成31年度の消費税の納税義務は免除されません。この届出書の提出は必要ありません。

なお、上記に該当する場合には、「高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書」を提出する必要があります(確定申告書等作成コーナーでは作成できません。)

※1 一の取引の単位につき、課税仕入れに係る支払対価の額(税抜き)が1,000万円以上の棚卸資産または調整対象固定資産をいいます。
 ※2 平成27年12月31日までに締結した契約に基づき、当該仕入れ等を行った場合には、上記規定は適用されません。

[→特例措置の適用関係の改正について](#)
[→災害\(地震、風水害、雪害等\)により被害を受けた方は、消費税法の特例を受けられる場合がありますので、こちらをご覧ください。](#)

「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」を作成しますか。
【必須】

①

☒ 作成する

☐ 作成しない

この届出書を提出した場合であっても、特定期間(原則として、平成30年1月1日から平成30年6月30日)の課税売上高が1,000万円を超える場合には、この届出の適用開始課税期間の納税義務は免除されません。

課税事業者選択届出書を提出している方が免税事業者に戻ろうとする場合は、「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出する必要があります(確定申告書作成コーナーでは作成できません。)

②

入力終了(次へ) >

- ① 「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」を「作成する」又は「作成しない」を選択してください。
- ② ①において「作成する」を選択した場合は、「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書の作成」画面（P37 参照）へ進みます。①において「作成しない」を選択した場合は、「送信準備（送信前の申告内容確認）」画面（操作の手引き「消費税（e-Tax 編）」P3 参照）に進みます。

2.27 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書の作成

「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」に関する情報を入力します。納税義務者となった日等の入力欄が表示されます。

消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書の作成

● 納税義務者となった日

● この届出書の提出年月日

● 参考事項
[各行全角40文字以内]

平成 年 月 日

※ 先に提出した「消費税課税事業者届出書」の「適用開始課税期間」欄の初日を入力してください。

平成 年 月 日

※ 提出時に手書きしても差し支えありません。

＜ 戻る

①

✓ 申告書等作成終了
次へ＞

① 「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」について該当する項目に入力し、「申告書等作成終了（次へ＞）」ボタンをクリックすると、「送信準備（送信前の申告内容確認）」画面（操作の手引き「（消費税）e-Tax 編」P 3 参照）に進みます。

37